

第6章 標準賞与

1. 総報酬制

賞与からも標準賞与額を基に毎月の保険料と同じ率で保険料が賦課される制度です。

2. 標準賞与額

賞与支給の都度、被保険者ごとに各々が受けた賞与額の千円未満の端数を切り捨てた額です。

年度累計額573万円（被保険者ごと）が上限となります。

3. 対象となる賞与

夏期・年末・寒冷地・燃料・期末・業務上必要な資格を取得した時等に支給される報奨金・昇給に伴う賞与の差額支給等その他いかなる名称であるかを問わず全ての報酬が対象になります。

（年3回以下の支給のもの）

4. 届出の方法

賞与を支給した場合は、5日以内に「健康保険被保険者賞与支払届」を届け出してください。

5. 保険料の計算方法

賞与分保険料の計算方法は、第7章を参照してください。

※賞与分保険料にかかる保険料早見表はありません。

6. 保険料の告知と納入

「健康保険被保険者賞与支払届」が提出された月の健康保険料・介護保険料と合わせて告知します。

納入方法・支払期日は、健康保険料・介護保険料と同様です。

7. その他

(1) 被保険者資格取得、資格喪失した月の取り扱い

ア. 資格取得した日以降に支払われた賞与は対象となります。

イ. 資格喪失した月に支払われた賞与は対象となりません。

ウ. 資格取得と同月に資格喪失した場合、資格のあった期間に支払われた賞与は対象となります。

(2) 産前産後及び育児休業期間中の賞与分保険料の取り扱い

ア. 産前産後及び育児休業の開始日が属する月に支払われた賞与は免除となります。

イ. 産前産後及び育児休業の終了した日の翌日の属する月に支払われた賞与は、免除対象外となります。ただし、産前産後休業終了日の翌日から引き続き育児休業を取得する場合は免除となりません。

(3) 休職期間中に支払われた賞与は対象となります。

(4) 被保険者負担分の控除

ア. 賞与分保険料の被保険者負担分はその賞与から源泉控除することができます。

(翌月の給与等からの控除は原則不可)

イ. 控除の際は、所得税等と同様に控除額を記入した明細を作成し、被保険者に通知してください。

(5) 追加支給や同月に2回以上支給された場合の取り扱い

ア. 追加支給された場合は、前回届出の訂正として、当初支給した金額と差額支給した金額の合算額を届出(訂正は、「電子媒体」での届け出はできません。)してください。

上記訂正としての届出のほかに、追加支給分の届出として提出することも可能です。その場合は、「標準賞与額」欄に差額を「支払年月日」欄には、差額支給日を記載し届け出ください。

ただし、追加支給分としての届出やイのように合算した額での届出では、端数切り捨ての関係上、訂正としての届出や合算前の保険料額とは若干の差が生じます。

イ. 同月に2回以上賞与の支払いがある場合は、その月の最後の支払日で、合算した額で届出してください。

(6) 賞与支給予定月に賞与を支払わなかった場合の取り扱い

賞与の支払予定月にいずれの被保険者に対しても賞与を支給しなかった場合については、「健康保険賞与不支給報告書」(適25)を提出してください。